

平成30年度

勝浦町職員採用試験案内

平成30年7月1日

勝浦町

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

電話 0885-42-2511(直通) IP電話 050-3438-7148(代表)

受付期間 平成30年7月17日(火)～8月2日(木)

第1次試験日 平成30年9月16日(日)

- (1) 郵便による申込みは、8月2日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	若干名	一般行政事務に従事します。
薬剤師	大学卒業程度	1名	薬剤師の業務に従事します。
看護師	短期大学卒業程度	1名	看護師の業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分		受験資格
一般事務	高等学校 卒業程度	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。
薬剤師	大 学 卒業程度	平成元年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者。
看護師	短期大学 卒業程度	平成元年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 勝浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

3 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	平成30年9月16日（日） (1)開場時間 9時00分 (2)試験時間 10時00分から	徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟 (徳島市山城町西浜傍示180) 試験場への車の乗り入れは、送迎を含め固く禁止します なお、付近に駐車場はありませんので、交通機関を利用してください。
第2次試験	平成30年10月以降 (日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

(一般事務 (高等学校卒業程度), 薬剤師)

区 分	試験種目	時 間	方 法 及 び 内 容
第1次 試 験	教養試験 (40題)	10時00分 から 12時00分 まで	公務員として必要な一般的知識(社会, 人文, 自然)及び知能(文章理解, 判断推理, 数的推理, 資料解釈)について, それぞれ高等学校卒業程度, 大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	一般性格診断検査 (150題)	13時00分 から 13時20分 まで	公務員として職務遂行上必要な適性等について, 書面による検査を行います。
	職場適応性検査 (120題)	13時40分 から 14時00分 まで	

(看護師)

区 分	試験種目	時 間	方 法 及 び 内 容
第1次 試 験	教養試験 (40題)	10時00分 から 12時00分 まで	公務員として必要な一般的知識(社会, 人文, 自然)及び知能(文章理解, 判断推理, 数的推理, 資料解釈)について, 短期大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	適性検査 (30題)	13時00分 から 13時50分 まで	看護師, 公務員として職務遂行上必要な適性等について, 書面による検査を行います。
	一般性格診断検査 (150題)	14時10分 から 14時30分 まで	
	職場適応性検査 (120題)	14時50分 から 15時10分 まで	

(一般事務(高等学校卒業程度), 薬剤師, 看護師)

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第2次 試 験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について, 課題に対する理解力, 論理性, 文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験	主として人柄, 性格等をみるため, 個別面接を行います。

5 受験手続

(1) 申込用紙

申込用紙は、勝浦町役場企画総務課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に受験する試験区分に応じ、「職員試験請求（試験区分 一般事務（高等学校卒業程度）」、「職員試験請求（試験区分 薬剤師）」、「職員試験請求（試験区分 看護師）」のいずれかを朱書し、あて先を記入し、120円切手をはった返信用封筒（定型外A4サイズ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

勝浦町役場 企画総務課宛

(3) 受付期間

ア 申込受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までに勝浦町役場企画総務課に提出してください。

イ 郵便による申込みの場合は、封筒の表に受験する試験区分に応じ、「試験申込（試験区分 一般事務（高等学校卒業程度）」、「試験申込（試験区分 薬剤師）」、「試験申込（試験区分 看護師）」のいずれかを朱書し、必ず「一般書留郵便」（8月1日以降の郵便は必ず「一般書留速達」）により勝浦町役場企画総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきにあて先を記入し、62円切手を必ずはってください。

(4) 提出書類

職員採用試験受験申込書1部（所定の申込用紙を使用すること。）

(5) 受験票

ア 受験票は申込みの際に交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、8月31日までに到着しない場合は、電話で勝浦町役場企画総務課（電話 0885-42-2511・IP電話 050-3438-7148）へ連絡してください。

ウ 受験票の写真は申込みの際にはってはいけません。申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）をはって、試験当日必ず持参してください。

※ 身体に障がいがあるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に勝浦町役場企画総務課に申し出てください。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、平成30年10月に当町の指定する掲示板に公告するとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、平成30年10月以降に当町の指定する掲示板に公告するとともに、可否にかかわらず文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として平成31年4月1日以降です。
- (4) 採用された場合の給与は、当町給与条例に基づき支給されます。

8 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、勝浦町役場企画総務課（電話 0885-42 - 2511・I P 電話 050-3438-7148）へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用できません。
- (4) 試験場への車の乗り入れは、送迎を含め、固く禁止します。
付近に駐車場はありませんので、必ず交通機関を利用してください。
- (5) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに勝浦町のホームページでお知らせします。